

令和5年度
(2023年度)

健康福祉部の取り組み

<部長の方針・考え方>

子どもからお年寄りまで、全ての市民が、“枚方市”でいつまでも心身ともに健康で安心して暮らせるよう、福祉事務所・保健所と一体となって、所属職員が力を合わせ、様々な施策に積極的に取り組みます。

- ①全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、総合的に支援します。
- ②ひらかたポイントを活用し、市民の健康づくりを推進します。
- ③デジタル技術を活用し、健康福祉分野にかかる遠隔窓口による相談や手続きを試行実施し、新しい市民窓口の開設につなげます。
- ④健康寿命の延伸に向け、各種計画の策定において具体的な目標等を定めるとともに、効果的な介護予防事業の推進を図ります。
- ⑤複合的な課題を有する方への「重層的支援体制整備」の充実、認知症施策の総合的な推進、災害時に要配慮者が困らない環境整備、高齢者の見守りサービスの充実、判断能力が不十分な方の権利擁護支援の強化など、困りごとを抱える方々が安心して暮らせるための取り組みを進めます。

<部の構成>

健康福祉政策課
健康寿命推進室 長寿・介護保険課
健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課
健康寿命推進室 母子保健課
新型コロナワクチン接種対策室
福祉指導監査課

<主な担当事務>

- (1)健康・医療・福祉に関すること。
- (2)高齢者福祉・介護保険に関すること。
- (3)健康づくり・介護予防に関すること。
- (4)母子保健に関すること。
- (5)新型コロナワクチン接種対策に関すること。
- (6)福祉関連法人の指導監査等に関すること。

重点的な取り組み：出産・子育てに関する支援の推進

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実し、「経済的支援」と一体的に実施する「出産・子育て応援事業」を継続して実施します。また、新たに、経済的支援の拡充として、妊娠期においては、住民税非課税世帯の妊婦が経済的な理由から、産科の受診が遅れないよう、低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を助成します。さらに、出産後においては、産後ケア事業の利用料を減免し、妊娠早期から切れ目のない支援を推進します。

あわせて、出産・子育てに関する支援のさらなる推進を図るため、産後ケア事業等において利用者のニーズの把握に努め、より良いサービスのあり方について検討します。

重点的な取り組み：乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）の充実

乳幼児健康診査の結果により、経過観察が必要と判断された1歳6か月以降の子どもを対象として実施している「親子教室」について、これまで以上に子どもの成長を支援するために、1歳0か月頃の子どもとその保護者を対象とした教室「とことこグループ」を新たに開設し、親子での遊びや保護者同士の交流などを通じて、健やかな発達の支援に努めます。

重点的な取り組み：こども家庭センターの設置に向けた検討

令和6年度前期開設予定の③街区への母子保健機能の移転に際し、国が示す児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健（子育て世代包括支援センター）の一体的支援を行う「こども家庭センター」の設置に向け、組織体制や業務内容等の検討を行います。

重点的な取り組み：ひらかたポイントを活用した健康づくりの推進

ウォーキングやスポーツ活動などを通し、幅広い世代がひらかたポイントを活用できる取り組みの推進を図ります。

また、健康経営を推進する企業等を後押しできるようにひらかたポイントの活用を促すほか、ロゲイニング要素を取り入れたポイント付与企画の検討や、民間キャッシュレスポイントへの交換方法の検討など、市民の健康づくりを推進するポイント制度の幅広い仕組みづくりに取り組みます。

重点的な取り組み：デジタル技術を活用した相談窓口の試行実施

新たな地域拠点を目指す取り組みとして、北部リーフにおける健康福祉分野にかかる相談や手続きについて、デジタル技術を活用して本庁の所管課職員との双方向通信により遠隔対応できる窓口を試行開設します。この試行結果を踏まえ、令和6年度前期開設予定の③街区（仮称）市民窓口のあり方について検討を進めます。

重点的な取り組み：健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進

健康寿命の延伸に向け、健診データや介護データ等のビックデータ（KDB等）を利活用しながら健康状態不明者を把握し、適切な支援につなげるために個別訪問を行うハイリスクアプローチなどにより、誰一人取り残さない実効性をもつ効果的な健康づくりを推進していきます。また、高齢者が生きがいをもち、自分らしく暮らすことができるまちづくりをめざすとともに、市民の健康づくりの指針となるよう健康寿命の延伸に向けた具体的な目標等を定めた次期計画として、「第3次枚方市健康増進計画」、「第2次枚方市歯科口腔保健計画」、「第4次枚方市食育推進計画」及び「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）」を策定します。あわせて、市民生活部（国民健康保険課）と枚方市国民健康保険被保険者を対象とした「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期データヘルス計画」についても策定を行います。

重点的な取り組み：介護予防事業における自主グループの活動支援の推進

「ひらかた元気くらわんか体操実施グループ」や「くらわんかウォーカーズ（ノルディック・ウォーキング実践グループ）」等の運動ツールを活用するグループや高齢者居場所等の通いの場で活躍している既存グループが、さらなるフレイル予防に取り組むことができるよう、新たに医療専門職等による膝痛を予防する運動や栄養の改善、口腔機能の向上に関する普及啓発等に努めます。

また、成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した介護予防事業については、仲間との「つながり」を重視した自主グループ化に向けた支援を行い、「やりがい」や「生きがい」を持つことができるよう取り組みを進めます。さらに、これら民間事業者が持つブランディング等のアイデアやノウハウについては、今後の介護予防事業の取り組みにおいて活用できるよう検討を行います。

重点的な取り組み：福祉施設等の安定的な運営に向けた指導監督の実施

介護保険事業者、障害福祉事業者及び障害児通所支援事業者へ集団指導等の実施により情報発信に取り組めます。

福祉施設等の適正な管理と安定的な運営体制の確保につながるよう指導監督を行い、福祉サービスの向上を図ります。

令和6年度に介護保険・障害福祉サービス事業等の報酬改定等が予定されており、国等への情報収集に努め、的確に対応していきます。

重点的な取り組み：新型コロナワクチンの円滑な接種

新型コロナワクチン接種については、重症化リスクの高い高齢者等を対象とする5月開始の「春開始接種」と、5歳以上の人を対象とする9月開始予定の「秋開始接種」での追加接種など、希望されるすべての市民に安心・安全にワクチンを接種していただけるよう、医療機関等と連携を図りながら接種体制をしっかりと整え実施します。

また、ワクチン接種に係るコールセンターを含む委託業務について、オペレータ等の対応状況を適時確認するなど適正な管理運営を行います。

重点的な取り組み：重層的支援体制の整備

地域共生社会の実現をめざして、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合的な課題を有する方への相談・支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの活動を充実させるとともに、福祉事務所が取り組む健康福祉に関する総合相談と連携した相談支援体制の強化を図ります。あわせて、支援関係者と緊密な連携を図り、困りごとを抱えた方の把握から必要な支援までを行う重層的支援体制整備の充実を図ります。

重点的な取り組み：認知症支援体制の充実

「2025年・2040年問題」への対応を見据えた「地域包括ケアシステム」を推進するため、重要な取り組みの一つである認知症支援対策の充実を図ります。具体的には、認知症やその疑いがある方、また、その家族などに対し相談・支援、予防や見守り、適切な医療の提供など必要な支援が早期に届くよう、地域包括支援センターや市内医療機関(かかりつけ医)等の相談支援機関、認知症サポート医との連携体制の充実に取り組みます。また福祉事務所などを含め、市で実施する認知症の予防や認知症の方への支援策に係る施策の取りまとめを行い、認知症施策の総合的な推進を図ります。

重点的な取り組み：災害時の体制整備に関する取り組み

災害時に自力で避難することができない要配慮者が速やかに避難できる環境整備に努めます。また、避難所での生活が困難な災害時要配慮者が避難生活を送る福祉避難場所について、開設準備から開設に向けた体制整備に努めるとともに、災害発生時に「防ぎえた災害死」を最小とすため拠点応急救護所の仕組みづくりや訓練の実施等、災害医療体制の整備に取り組みます。

重点的な取り組み：高齢者見守りサービスの拡充に向けた検証

一人暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、現在実施している固定電話回線による緊急通報装置の貸与に加え、キッズフォンを活用した「緊急通報システム」と、一定時間反応がない場合に必要に応じて事業者が駆けつける「見守りセンサー」を公民連携により試行導入し、高齢者見守りサービスの拡充に向けた検証を行います。

重点的な取り組み：ひらかた権利擁護成年後見センターの機能強化

成年後見制度の利用促進と合わせて、必要に応じ専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)による派遣相談事業の実施や、被後見人などを直接支援している支援機関との協議・情報共有の場として「相談支援部会」を設置するなど、地域連携ネットワークを強化し、被後見人や後見人をチームとして支援する体制を構築し、権利擁護支援に取り組みます。